

成年後見制度と信託制度との連携



中央大学研究開発機構 機構教授 新井 誠

～要旨～

信託制度が高齢社会における財産管理制度として有用であることは近時幅広く承認されているところである。しかしながら、信託制度が財産管理のツールであることから、高齢社会における要支援者の支援、とりわけ身上保護面における支援に関しては実効的ではないとの指摘がある。本稿は、このような問題点を克服するために、信託制度と成年後見制度、とりわけ任意後見制度とを連携させて、信託と任意後見のハイブリッド・システムを構築して、高齢社会における要支援者の財産管理のみならず、身上保護面でのサポートをも支援しようとするものである。

時代のニーズが急速に変化している現代においては、既存の制度を有機的に組み合わせて時代の要請に応える必要があるのではなかろうか。本稿はそのような試みの一端である。読者諸賢の忌憚のないご批判を頂ければ幸いである。

1 特定贈与信託の導入

特定贈与信託（特別障害者扶養信託）は、1975（昭和 50）年の相続税法の一部改正により創設された「特別障害者に対する贈与税の非課税」（相続税 21 条の 4）に基づく制度であり、重度の心身障害者（特別障害者）の生活の安定に資することを目的としている。この制度の最大のメリットは、法律上の要件を具備すると特定贈与信託を設定するための贈与については 6,000 万円を限度として贈与額が非課税になることである。制度導入当初と比べ、特に平成年間に入ってから、急速に普及が進んできている。受託件数の推移をみると、1981（昭和 56）年度末の時点では受益者数 202 人、信託財産残高 28 億円に留まって

いたが、2001（平成 13）年度末には受益者数 1,373 人、信託財産残高 346 億円と大幅に成長していることが確認できたものの、それ以後は減少に転じ、2012（平成 24）年度末には受益者数 988 人、信託財産残高 230 億円となっている。減少傾向に歯止めがかからないことが懸念されていたが、2022（令和 4）年度末には受益者数 2,471 人、信託財産残高 567 億円に増加している¹⁾。

特定贈与信託の受益者になることができる特別障害者は法定されており（相続令 4 条の 4 第 2 項、所税令 10 条）、また特定贈与信託の設定にあたっては、信託は以下のような要件を具備していなければならない（相続令 4 条の 11）。

① 特定贈与信託は、当該契約の締結の際にお

ける当該信託の受益者である特別障害者の死亡後6月を経過する日に終了することとされていること。

- ② 特定贈与信託は、取消しまたは解除をすることができず、かつ、当該信託の期間および当該契約に係る同号の受益者は変更することができない旨の定めがあること（ただし、特別障害者の死亡後、信託受益権の相続人もしくは受遺者または受託者がおこなう解除は認められる）。
- ③ 特定贈与信託における特別障害者に係る信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む）の支払は、当該特別障害者の生活または療養の需要に応じるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切におこなわれることとされていること。

特定贈与信託の設定に際して受託者から成年後見人の選任を要請されることがある。これは成年後見制度と信託制度との連携として注目されており、歓迎すべき展開であるので、積極的に評価したい。いずれにせよ信託を用いて障害者を支援する信託制度は特定贈与信託をもって嚆矢とする。

2 後見制度支援信託の登場

家庭裁判所は、親族後見人による不正行為を未然に防止するための新たなオプションとして後見制度支援信託を導入することとして複数の信託銀行等により2012（平成24）年から後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品が提供されている。後見制度支援信託²⁾とは、後見開始事件と未成年後見人選任事件における本人（未成年者）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信

託するという仕組みである。後見制度支援信託の最大の特徴は、信託契約の締結のほか、信託財産の払戻しや解約などをおこなうのに家庭裁判所の関与を必要とする点にある。すなわち、定期預金等を利用する場合と異なり、後見制度支援信託においては、家庭裁判所が、家事事件手続規則81条1項に基づき、その適否を事前に審査して、信託財産の払戻しや解約などに関する指示書を発行して指示をおこない、指示を受けた後見人が信託銀行との間で払戻しなどをおこなう。

後見制度支援信託は、親族後見人の不正を未然に防止することを目的とした仕組みである。親族後見人であっても、そのほとんどは適切に財産管理をおこなっているが、中には、後見制度を悪用して本人の財産を不正に支出する後見人も存在する。最高裁判所事務総局家庭局が実施した実情調査によれば、全国の家裁判所から報告のあった親族後見人等の不正事例は、2010（平成22）年6月から2012（平成24）年3月までの22か月間で538件であり、その被害総額も52億6000万円に達している。さらに、上記データを基礎に、2030（令和12）年における不正事案による被害予想が推計されており、これによると、同年の不正事案は1年間で約450件であり、その被害総額は約45億円に上ると推計されている。後見制度支援信託の導入の意味を理解するためには、このような実態を踏まえておく必要がある。後見制度支援信託は、弁護士、司法書士等の専門職を後見人または後見監督人に選任する方法と並び、親族後見人による不正行為を未然に防止するオプションとして位置づけられている。

後見制度支援信託の対象となる財産は、現金と解約した預貯金である。解約金や売却代金を信託することを目的とした保険の解約や不動産

の売却は、想定されていない。専門職後見人は信託契約を締結した後、辞任する。親族後見人については、専門職後見人と複数後見とする場合（複数選任方式）と、専門職後見人辞任とともに選任する方式（リレー方式）がある。

後見制度支援信託には、特に弁護士会から批判がなされているが、その骨子は3点にまとめることができる³⁾。

第1に、後見制度支援信託に適切な事案を選定することは必ずしも容易ではなく、本人の身上の変化や親族間紛争発生の可能性の予想が困難であるので、慎重にならざるをえない。

第2に、本人の預貯金の大半を解約して信託とすることには、本人の意思に反することにならないかという問題がある。本人が特別の意思をもってある金融機関に預金したという事情がある場合に、これを解約することは本人の意思に反し、身上配慮義務（民法858条）に反するのではないか。

第3に、手続の負担から、指示書発行を求めることに抑制力がはたらくおそれがある。身体状況の悪化により臨時に資金を必要とすることは多くあるが、指示書発行手続の負担を嫌って適切に対応しないということも起こりうるのではないか。

私見の立場は、基本的には後見制度支援信託の導入を評価するものである。弁護士会の批判も十分に理解しうる。しかし、成年後見制度の運用があらゆる面において重大な岐路に立ち、裁判所としては不正事案だけでも抑止したいとの思いから、後見制度支援信託を導入したことを重く受けとめる必要があるのではないか。後見制度支援信託は、裁判所が信託契約締結等に関与する仕組みであり、後見類型のみに適用されるというきわめて特異な信託ではあるが、これが端緒となって、理論的、実践的な研究の深

化が期待される。理論面においては、英米信託法上の裁判所が成年後見の代替として信託を設定する仕組みとの比較・検討が待たれる。実践面においては、当事者が任意に設定できる信託が成年後見のすべての類型と連携したり、そもそも信託の設定によって成年後見を回避するという可能性を孕むものとして位置づけ、その実践的な究明を期待したい。いずれにせよ、後見制度支援信託は、高齢社会における信託制度展開の一局面と捉えることもできるのではないか。今後の運用としては、信託銀行以外の参入を是認すべきである。最後に、後見制度支援信託については、成年後見制度の指導理念に配慮した運用を強く求めたい。

3 任意後見制度と信託制度

信託の特質が、高齢社会における財産管理手段として、非常に有益な効果を発揮することは、既に論じたとおりである。他方、新たにわが国に導入された任意後見契約もまた、同一の目的に資するものであることは、その立法趣旨からも明白である。かくして、今や我々は、法定後見制度（特に補助制度）も含めて、高齢期における財産管理手段として、複数の法的選択肢を有するに至ったのであり、今後は、各人の生活状況や能力、あるいは、その折々の具体的なニーズに応じて、これらの複数の法的手段を使い分けながら、自己に最適な財産管理計画を模索していくことが可能となったのである。ここで、筆者としては、こうした複数の手段を単純に使い分けるだけではなく、さらに歩を進めて、自己のニーズに最適な形となるように複数の手段を組み合わせて活用する工夫を提言してみたい。各制度には、それぞれその特質に基づくメリット・デメリットがあり、複数の制度を複合させて新たなスキームを創出することによって、利

用者がより多くのメリットを享受しうる（あるいは、デメリットを相殺しうる）という相乗効果を期待することができるものとするからである。

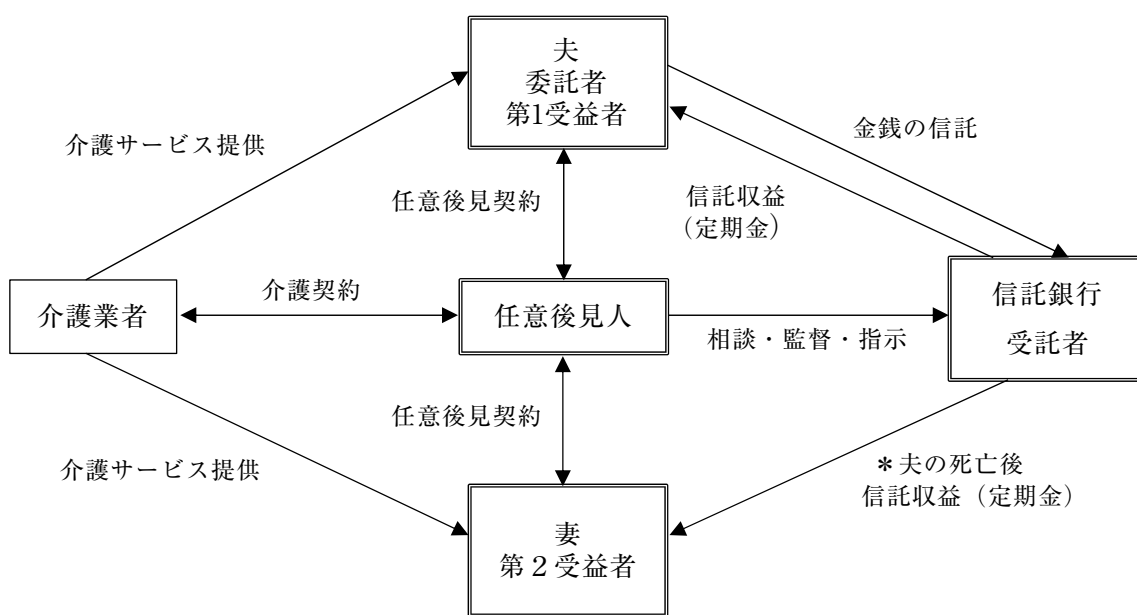
本稿では、その一つの実践として、金銭信託と任意後見を複合させたスキームを提言してみたい（図1参照）。

このスキームが想定する典型的な利用対象者は、障害のある在宅高齢者夫婦である。

こうした世帯にあって、一般的に予想される具体的なニーズとしては、①施設に入所せず、夫婦で在宅のまま現在の生活を継続したい、②有効な資産運用の方法について、専門家からのアドバイスを受けたい、③障害の症状が悪化した場合に、年金の受給や預貯金等の出納に関して第三者に代行してもらいたい、④介護や医療、福祉制度に関する適切なアドバイスを受けて、望ましい生活の質を確保したい、等を挙げることができるであろう。こうしたニーズを想定した場合、特に財産管理の側面に関しては、信託が非常に有効な役割を果たしうることは間違いない。

まず第1に、財産権の名義自体を受託者に移転してしまうという信託の特性が、能力の衰えた委託者の財産保全に関して、強力なセーフガードとして機能するからである。しばしば、高齢者をターゲットとした悪質な詐欺的商法が社会問題として世間の耳目を賑わせているが、信託はこうした被害に対する自衛手段としても機能しうるのである。さらには、より一般的に、判断能力の衰えによる軽率な財産処分を防止することになり、自己と配偶者の余命や現有資産の量を踏まえた、長期的かつ安定的な人生設計が可能となる。このことの持つ意味は、単なる財産保全の枠を超えて、生命身体の安全や心の平穏といった、より重大な人間的な価値の保障にまでつながるものであるということができるのではなからうか。第2に、信託の受益者連続機能を利用することによって、単に委託者一個人の人生設計・生活保障を行うのみならず、夫婦を一つの単位として、長期的な生活保障のスキームを構築することが可能になるのではないか。長年連れ添った老夫婦にとって、配偶者の生活

図1 金銭信託+任意後見契約のスキーム図⁴⁾



の質の確保は、自身のそれと同じくらい重要な意味を持ち得る。自己の判断能力喪失後や死亡後にも、配偶者に従前と同様の物的生活資源が保障されていることは、心の平穏にとって少なからぬ価値があるだろう。さらに、私見によれば、信託を利用すれば、後継ぎ遺贈型の財産継承も可能であるから、夫婦が共に死亡した場合の次世代への財産帰属まで視野に収めた、より長期的なエステイト・プランニングの可能性も開かれるはずである。

他方、いわゆる身上保護に関するニーズを考慮した場合、論理的にはともかく、少なくとも現在のわが国の信託業界の実情からは、遺憾ながら、信託のみを利用したスキームでは万全の対応ができるとは言い難い。問題は特に次の2点にある。第1は、現在の信託実務の重心が財産管理に偏重しているため、身上ケアや福祉の問題に関する限り、たとえ信託銀行といえども、その専門的能力を十全に発揮できるとは言い難いことである。ケアから資産管理にまで及ぶ広範囲の問題に精通した折衝窓口となる人材の確保はまだ困難であるし、また、そもそもケアの質についての確に判断できる専門的能力を、現状の信託銀行に要求することも難しいと言わざるを得ない。第2は、ここで重要な役割を果たすと思われる受託者裁量機能が、わが国の信託実務上では、必ずしもその本来の機能を果たしていないからである。周知のように、わが国の信託実務では、委託者＝受益者である自益信託が圧倒的多数を占めており、信託に関する基本的経営方針も、受託者の裁量以上に、委託者＝受益者の指図権行使によって決定される比率が高いといえる。たとえば、本来的信託の構造からすれば、受託者の裁量は受益者の決定にまで及ぶものと解することができるにも拘わらず、現実の信託実務の意識では、この決定権限は委

託者にあり、受託者の裁量の及ぶ範囲ではないとみなされているようである。まして、対象が財産管理を離れ、身上ケア・福祉の問題となれば、現実問題としては、むしろ信託銀行は裁量権の行使を忌避する途を選択する可能性が高いだろう。裁量権を行使した結果として適正な介護業者や介護方法の指定の選択を誤れば、賠償問題が生じざるを得ないが、信託銀行としても不慣れな分野でこうしたリスクをおかすことは極力避けたいはずだからである。むろん、トラブルによって、委託者＝受益者自身も重大な権利侵害を被る危険があることは言うまでもないだろう。

筆者は、こうした信託実務の現実的な弱点を、任意後見契約とのコンビネーションによって、クリアできるのではないかと考えている。具体的には、受託者裁量機能を日本的に修正して、判断能力を喪失した委託者もしくは死亡した委託者に代わって、任意後見人に指図権を行使させるスキームの創出を提言したいのである。特に、任意後見人として、身上保護および福祉に関する専門能力を有する公的法人組織もしくはその職員を選任して、主として身上保護事項に関する指図権の行使を行わせれば、先に挙げた信託の2つの弱点を完全に補強することができるのではないだろうか。つまり、受託者たる信託銀行は、自らの得意分野である財産管理・運用に専念し、身上保護事項に関しては、この分野の専門家である任意後見人に指示を仰ぐという形で、専門家同士の連携による分業・協働体制を確立するわけである。

スキームの構築は、実際には以下の手順による。まず、委託者(夫)が受託者たる信託銀行との間で、受益者の生活および身上保護費用の支払、ならびに円滑な相続手続に資する、信託財産の管理・運用・処分を目的とした、特約付

定期払い金銭信託を設定する。具体的に想定される信託事務としては、①委託者夫婦の生活費・介護費用の支払、②委託者夫婦の医療費・入院費の支払、③自宅の修理費の支払（バリアフリー住宅への改造費なども含む。）、④委託者夫婦の葬儀費用の支払、⑤相続に関する特別な支出（相続税・遺留分など）、⑥任意後見費用の支払、等が挙げられる。また、ここで特約とは、連続受益者の設定（第1順位＝委託者たる夫、第2順位＝妻）、任意後見人の指図権の確認、信託終了時の信託財産帰属者（たとえば子など）の指定等を内容とするものである。次に、この信託設定契約と同時に、委託者たる夫、公的法人組織等を任意後見受任者とする任意後見契約を締結する。またこの際、併せて第2受益者たる妻も同法人を任意後見受任者とする任意後見契約を締結する。受託者たる信託銀行は、受託金銭の管理運用を行うとともに、信託収益である定期金を夫の生存中は夫に、夫の死亡後は第2受益者の妻に支払うことになる。受託者はまた、先の特約に基づいて、特に身上保護事項を中心として、重要な信託事務事項について、任意後見人と相談し、かつ、最終的には任意後見人の指示・監督の下に当該事務を遂行することになる。

以上のスキームには、次のような重要なメリットがある。第1に、信託銀行の資産管理能力と、任意後見監督人を通じて家庭裁判所の監督を受ける任意後見制度を併用することにより、信託財産の高度な安全性を確保できる。第2に、信託の活用により、任意後見人に専門的な資産管理能力がない事案に対応できる。第3に、資産を委託者の固有資産から切り離すので、詐欺・浪費による散逸が防止できる。第4に、連続受益者方式を通じて、受益権を第2受益者に確実に移転できる。第5に身上保護事項に関して、専門能力

を有する任意後見人を活用することによって、信託銀行を得意分野の財産管理に専念させることができるようになるとともに、専門家同士の連携を通じて利用者によりよい生活の質を確保させることができるのではなかろうか。

4 若干の提言

本稿を閉じるに当たり、信託制度を高齡社会の対応策として有効に機能させるために検討が必要だと思われる問題点を、いくつか指摘しておきたい。第1は、信託税制の問題である。筆者の見るところ、わが国では受益者課税の原則が強調されすぎているように思われる。自益・他益の区別をはじめとして、信託には種々のタイプが存在しているのであり、課税面でもその信託の実情を踏まえたフレキシブルな対応が必要なのではないだろうか。第2は、実践的な官民提携システムの構築の必要性である。成年後見制度の一環として信託を利用する場合には、当然ながら、信託事務の中に福祉的要素が混入されることになる。本来的には福祉は行政の役割であり、業務に抵触するからといって、これをすべて民間企業たる信託銀行の責任とすることは妥当ではない。民間と行政の密接な連携の下に、それぞれの専門性を生かした責任とリスクの分配を実現するスキームを構築することが重要なのではないだろうか。第3は、信託業務規制の問題である。金融庁主導による、バンキング偏重の従来規制を見直し、信託の原点に戻った規制方法を考える時期が到来しているのではないか。第4は、本稿で筆者が提言したような、信託制度と任意後見制度とを統合させる可能性を追求していく必要性である。既に触れたように、各制度にはそれぞれ一長一短があり、単独では実現できない課題も、制度を重層的に利用する工夫を凝らすことによって達成できる可能性が

あるはずである。両制度の理論的考察を深化させるとともに、実現可能な実効性のあるスキーム構築へ向けた試みが、今後とも続けられていくべきであろう。

以上の指摘は、受託者が免許を有する信託銀行、信託業者であることを前提としている。自然人、特に親族が受託者となることは信託の長い歴史に鑑みて決して適切ではない⁵⁾。信託は濫用には脆弱であることも決して忘れてはならない⁶⁾。

最後に、銀行法の改正によって銀行の子会社が成年後見実務を担うことが可能となったが、本稿の立脚点に基づいてこのような先駆的な試みへのチャレンジを鶴首して待ちたい。

【注】

- 1) 信託協会・信託統計表参照。
- 2) 最高裁発行のリーフレット「後見制度において利用する信託の概要」(2013年)、浅香竜太=内田哲也(2012年)「後見制度支援信託の目的と運用」金法1939号 pp.30-40、寺本恵(2012年)「後見制度支援信託の概要」金法1939号 pp.41-48、篠原淳一(2013年)「後見制度支援信託の運用等について」ケース研究314号 pp.4-27 参照。
- 3) 赤沼康弘(2013年)「信託と成年後見制度」ジュリスト1450号 pp.31-32。
- 4) 新井誠編集代表(2023年)『高齢社会における信託活用のグランドデザイン』p.60、日本評論社。
- 5) 新井誠(2014年)『信託法第4版』有斐閣 pp.532-534。
- 6) サミュエル・P・キング、ランダル・W・ロス(新井誠監訳、紺野包子訳)(2019年)『信託崩壊―裏切られた信頼』日本評論社 iii - vi。

あらい まこと
1973年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
1979年 ミュンヘン大学法学博士
1995年 尾中郁夫・家族法学術奨励賞
1995年 租税資料館賞
2006年 フンボルト賞
2010年 フンボルト・アルムナイ賞
2010年 ドイツ連邦共和国功労勲章一等功労十字章
千葉大学、筑波大学、中央大学等の教授を経て、現在、中央大学研究開発機構 機構教授、筑波大学名誉教授

【主な著書・論文等】
『財産管理制度と民法・信託法』有斐閣、1990年
『高齢社会の成年後見法』有斐閣、1999年改訂版
『信託法』有斐閣、2014年4版
『成年後見法と信託法』有斐閣、2005年
『成年後見制度の生成と展開』有斐閣、2021年
